

3年生(音楽科) 保護者 様

埼玉県立松伏高等学校長

若菜 健一

令和5年度 諸会費等の口座振替のお知らせ

春暖の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、下記のとおり令和5年度諸会費等を口座振替にて徴収いたしますので、内容を御確認いただき振替日に不足が生じないよう御協力をお願いいたします。

1 諸会費の振替日・納入額

振替日	5/26 (金)	7/26 (水)	9/26 (火)	10/26 (木)	年間納入額		
各回の納入額	4・5・6月分 16,983	7・8・9月分 16,983	10・11・12月分 16,983	1・2・3月分 16,983	67,932	(月額)	
項目	PTA会費	1,050	1,050	1,050	1,050	4,200	(350)
	後援会費	6,300	6,300	6,300	6,300	25,200	(2,100)
	生徒会費	2,100	2,100	2,100	2,100	8,400	(700)
	PTA冷房設備費	1,500	1,500	1,500	1,500	6,000	(500)
	学年積立金	6,000	6,000	6,000	6,000	24,000	(2,000)
	口座振替手数料	33	33	33	33	132	

2 授業料の振替日・納入額(就学支援金受給者は除く)

振替日	8/25 (金)	11/27 (月)	12/26 (火)	1/26 (金)	年間納入額	(月額)
各回の納入額	4・5・6月分 29,700	7・8・9月分 29,700	10・11・12月分 29,700	1・2・3月分 29,700	118,800	(9,900)

3 納入方法

●当日の入金では間に合いませんので、引き落としの**前日までに必ず入金**をお願いいたします。
再度の引き落としはできませんので、引き落としができなかった場合には事務室に現金納入をお願いすることになります。

4 諸会費の減免について

●下記の要件に該当し諸会費の納入が困難な場合については、免除を行っています。
(学年積立金・生徒会費・PTA冷房設備費は免除にはなりません)
 希望する場合は、事務室又は担任に申し出てください。

【対象者】

- 生活保護を受給している者
- 児童福祉法に規定する施設に入所している者
- 児童扶養手当を、県が定める額以上受給している者
- 保護者が当該年度(令和5年度)の市町村民税所得割額の納税義務を負わない(非課税)者で、納入が困難な者
- 保護者が天災その他不慮の災害を受けたため、納入が困難となった者
- 保護者が死亡又は長期の傷病にかかったため、納入が困難となった者
- 保護者の離別・失職・転職等により家計が急変したため、納入が困難となった者

* 免除については、審査を経て決定となります。対象者であっても必ず免除になるとは限りませんので御注意ください。

本校のHP(<https://matsubushi-h.spec.ed.jp/>)に振替日と振替額が掲載予定ですので御活用願います。



松伏高等学校 事務室
TEL 048-992-0121